

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第1回 松阪市施設使用料等検討委員会	
2. 開 催 日 時	令和元年10月31日(木) 午前9時15分～午前11時20分	
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3・第4委員会室	
4. 出席者氏名	委 員	寺本 博美(委員長) 青木 俊樹 中西 幸男 中畑 裕之 中山 一男 平岡 豊子 保田 真宏
	事務局	家城 企画振興部長、岡本 市政改革課長、梶 市政改革課施設マネジメント係長、笠原 市政 改革課施設マネジメント係員
5. 公開及び非公開	公 開	
6. 傍 聴 者 数	1名	
7. 担 当	松阪市 企画振興部 市政改革課 TFL 0598-53-4103 FAX 0598-25-0825 e-mail shisei.div@city.matsusaka.mie.jp	

協議事項・議事録 別紙

第1回松阪市施設使用料等検討委員会 議事録

と き：令和元年10月31日（木）午前9時15分～午前11時20分

と ころ：松阪市役所 議会棟2階 第3・第4委員会室

出席者：青木俊樹委員、寺本博美委員、中西幸男委員、中畑裕之委員、中山一男委員、平岡豊子委員、保田真宏委員

事務局：家城 企画振興部長、岡本 市政改革課長、梶 市政改革課施設マネジメント係長、笠原 市政改革課施設マネジメント係員

傍聴者：1名

- 事項：1. 委嘱状交付
2. 市長挨拶
3. 松阪市施設使用料等検討委員会要綱について
4. 委員長及び副委員長の選任について
5. 検討事項
6. その他

（午前9時15分開始）

司会)

ただ今より、第1回松阪市施設使用料等検討委員会を開催させていただきます。

本委員会は、松阪市が定める「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針3 会議の公開の基準」に基づき、公開とさせていただきます。

1. 委嘱状交付

竹上市長より7名の委員へ委嘱状の交付

委嘱期間：令和令和元年10月31日からから検討結果の提言を行う日まで

2. 市長挨拶

竹上市長)

改めまして皆様、おはようございます。委員の皆様におかれましては、公共施設の使用料等のあり方を検討するという非常に重要な役割をご快諾いただき、大変ありがとうございます。

松阪市が平成17年1月1日に合併した当時から、各施設の使用料にバラツキがあり、どのように統一していくかは課題となっていました。合併してから時間も長く経過しているため、一つの松阪市として、使用料の基準の統一性を検討していかなければなりません。

その公共施設の利用についてですが、頻繁に利用される方もいらっしゃるなど、利用状況は様々です。施設の維持管理費を見ると、例えば文化ホールなどでは、利用される方の使用料だけではすべてを賄うことができず、その多くを松阪市が負担、つまりは皆様が納めていただいた税金で賄われていることを意味します。しかし、維持管理費のすべてを、利用される方だけに求めればよいという単純な問題でもありません。

そこで、当委員会において、さまざまな専門的分野でご活躍されている委員の皆様からご意見をいただき、使用料の公平な負担はどうあるべきかという検証を行っていきたいと考えています。公平な使用料のあり方を決めるには、市民の皆様の理解を得ることが不可欠であり、そのため決め方が大切であると考えていますので、委員のみなさまにおかれましては積極的なご意見、ご提言をいただければと思います。以上をもって、委員会開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

司会)

なお、竹上市長については、公務の関係上、ここで退席いたします。また、中山委員におかれましても、ご都合によりここでご退席をされます。本日はありがとうございました。

3. 松阪市施設使用料等検討委員会要綱について

事務局より「松阪市施設使用料等検討委員会要綱」の説明

4. 委員長及び副委員長の選任について

司会)

当委員会の要綱のとおり、「委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する」と規定していますことから、委員長には「三重中京大学名誉教授の寺本委員」、副委員長には「高田短期大学 キャリア育成学科教授・松阪市行政改革推進委員の中畑委員」を指名いたします。

委員長・副委員長あいさつ

委員自己紹介

5. 検討事項

司会)

それでは、ここからは委員会要綱にしたがって、委員長が議長として議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長)

それでは、事項書「5. 検討事項」に入らせていただきます。

資料①「施設使用料の見直しについて」の「1. 見直しをする背景と理由」を事務局からの説明をお願いします。

事務局より資料①「施設使用料の見直しについて」の「1. 見直しをする背景と理由」の説明
(主な内容)

- ・算出根拠の統一性や公平な受益者負担の観点など見直しをする理由について
- ・各施設の使用料の現状について(資料②)
- ・平成30年度の市民アンケート調査において行った、使用料の見直しに関する調査結果について(資料③)

委員長)

ただいま、「見直しをする背景と理由」に関する説明を受けましたが、委員の皆様よりご質問やご意見等はないでしょうか。

委員)

アンケート調査の結果によって、年齢層別に施設に抱く考えやイメージが違うことが理解できましたが、居住地別のクロス集計の結果も興味があります。

委員)

アンケート調査は概ね妥当であると感じました。毎年行って、市民の意識の定点観測を行えば、興味深いデータになるのではないのでしょうか。

委員)

よく利用する人やあまり利用しない人のように、施設の利用状況によって回答状況は違ってくると思いますが、そのようなデータはあるのでしょうか。

事務局)

居住地別、定点観測、施設の利用状況別の分析結果は持ち合わせていません。今回お示した市民意識調査は、施設の使用料に限らず、様々な分野の政策や行政サービスに対して、市民の皆様のご意見を調査したものであるため、質問項目数の制限等により、使用料だけに絞った質問項目を多く設けることはできなかったことをご理解ください。

委員長)

一括したアンケートでは難しいでしょうが、各施設所管課でも利用者へのアンケートを行っ

ているのではないのでしょうか。

事務局)

施設所管課に確認しまして、アンケートのデータがありましたら、次回の委員会でご提示します。

委員長)

続きまして、資料①「2. これまでの経過と現状」「3. 平成27年使用料の見直し方針(案)」「4. 平成27年使用料見直し方針(案)の課題と問題点」の3項目について、事務局からの説明をお願いします。

事務局より資料①「2. これまでの経過と現状」「3. 平成27年使用料の見直し方針(案)」「4. 平成27年使用料見直し方針(案)の課題と問題点」の説明

(主な内容)

・平成27年度の「松阪市施設使用料見直し方針(案)」(資料④)及びその課題と問題点について

委員長)

ただいま、事務局より説明を受けましたが、「平成27年使用料の見直し方針(案)」の「見直し対象施設一覧」を見ても分かるようように、多くの施設が検討の対象です。

今後の議論はお金の話が中心となり、原価計算等を行って利用者にコスト分の負担を求めていくことになるでしょう。その一方で、利用者から集めた利益をどのように還元するかという点も含めて議論をしていかなければなりません。民間事業者の場合は、利益にならない施設をすぐ廃止することができますが、公共施設の場合は、利益率や稼働率が低いという理由だけで簡単には廃止できない点が整理を難しくしています。しかし、公共施設のコスト負担を利用者に求めていくということが大原則であり、負担の基準を決めていく必要があります。

この点を踏まえ、委員の皆様よりご質問やご意見等はないのでしょうか。

委員)

「平成27年使用料の見直し方針(案)」にある「民間による提供が可能な施設」をどのように整理していくかなど、全施設を対象にした大枠をどのように決めていくが検討の中心になるでしょう。個々の施設を検討していくことは難しいだろうと感じました。

委員)

先ほど維持管理経費に対する使用料収入の割合は約16%であるということでしたが、事務局としてこの割合を何%するべきという想定はあるのでしょうか。基準も決めたととしても、激変緩

和措置として値上げ額の上限を設定してしまつては、それまでの議論が無駄になってしまう恐れがあります。

事務局)

現時点の想定ではありますが、稼働率が100%となれば利用料収入ですべてを賄えるような基準としていきたいと考えています。稼働率が低い施設は税負担が増えることになりませんが、市として稼働率を増やす方策を打ち出すことによって賄っていきたいです。

委員)

考え方は分かりますが、そのような基準は難しいと感じます。

委員)

新しい施設と古い施設をどのように整理するかという点においては、同用途の施設間で使用料のバラツキが出るようであれば、施設間の比較に終始してしまい議論が進まない可能性があるのでは。同用途の施設間で、使用料に違いがない方がよいように感じる一方で、地域の特性や稼働率を上げたい施設は料金を下げるなどの配慮も必要であると感じます。

委員長)

一律の基準は難しいため、何段階かの基準を設けて違いを出していく方法は合理的な方法であると考えますが、何より分かりやすい基準を設けることが大切です。

委員)

市民生活に必要な施設と民間にも同様施設を分けて考える必要があるのではないのでしょうか。市民生活に欠かせない施設を経済性だけで料金を決めるべきではないように感じます。

委員長)

市民生活に欠かせないという「公共性」をどのように考えるかは人によって様々であり、整理は難しいでしょう。

委員)

現状として市全体の減免基準が定まっておらず、施設毎の基準で行っているため、施設と利用者が揉めることが多くあり、改善が必要です。

委員)

市民意識調査では「維持管理や運営」の費用の負担割合を聞いているが、建設費などのイニシャルコストを含まない「維持管理や運営」の費用のみを利用者に求めるべきではないのでしょうか。

事務局)

建設費を使用料に転嫁しないであれば全て税負担となってしまいます。そのため、今後、利用しない方と利用する方の公平性の観点から、減価償却相当額を利用者に求めるべきかの検討を行っていきたいと考えています。

委員長)

続きまして、「5. 周辺自治体及び見直し実施自治体の現状」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局より資料①「5. 周辺自治体及び見直し実施自治体の現状」の説明

(主な内容)

- ・ 県内市町の使用料見直し実施状況について (資料⑤)

委員長)

使用料見直しが実施できるかは、市町の経済的環境、人口構成や住民の方の受益者負担への意識など様々な要素が関わっていくでしょう。他の市町の事例を研究することも必要ですが、他の市町の事例をそのまま適用することはできないでしょう。

委員)

施設の収支状況が分からなければ、使用料の検討をどのように進めるべきか分かりにくいです。今後は、施設の収支状況の提示をお願いします。

事務局)

当委員会では、個々の施設使用料を決めるのではなく、全施設に関してその基準の検討を行うものです。基準を検討するにあたっては、何施設か抽出しそれらの収支状況等の資料は提示します。

委員)

駐車場の有無などの設備の状況を踏まえて検討する必要があるのではないのでしょうか。

事務局)

施設を抽出する際は、管理人の常駐などの利便性の状況を含めて提示します。

委員)

平成27年度の「松阪市施設使用料見直し方針(案)」の分類基準に「民間による類似施設の提供の有無」があるが、過疎地域もあるなど同じ松阪市内でも状況は大きく異なるため、一律に

基準化することは、さらなる地域間格差を生じさせるのではないのでしょうか。

事務局)

性質別分類により利用者の負担を定める方法は、各施設をどこに分類するかの議論に終始してしまうため、分類を行ない方法で、公正公平な使用料の基準を策定していきたいと考えています。

委員長)

施設の分類は条例の設置目的等を確認すれば、大まかにはできるのでないかと考えます。事務局には今後検討するにあたって、収支状況や施設の現況など具体的な資料の提出を求めます。具体的な議論を基にモデルケースを作ることができれば、全施設に係る基準を策定できるでしょう。

続いて、「6. 今後のスケジュール」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局より資料①「6. 今後のスケジュール」の説明

(主な内容)

- ・令和2年8月に見直し方針の提言、令和4年4月からの新料金適用開始等の予定について
(資料⑥)

委員長)

委員の皆様からご意見等はないようですので、これにて、本日の議事は終了とします。

事務局)

本日は貴重なご意見をありがとうございました。委員の皆様からいただいたご意見を事務局にて整理いたしまして、次回の委員会に提示いたしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上
午前11時20分終了